

---

締約国に関する情報  
MR

モーリタニア

附属書 B 1  
MR

一般情報

---

国内官庁の名称

African Intellectual Property Organization (OAPI)  
(アフリカ知的所有権機関)(OAPI)(附属書B2参照)

モーリタニアの国民及び居住者のための  
管轄受理官庁

出願人の選択により、アフリカ知的所有権機関(OAPI)又は  
WIPO国際事務局(附属書C参照)

モーリタニアが指定(又は選択)されて  
いる場合の管轄指定(又は選択)官庁

アフリカ知的所有権機関(OAPI)(II巻参照)

モーリタニアを選択できるか?

できる(PCT第II章に拘束)

PCTに基づき取得可能な保護の種類

OAPI特許, OAPI追加証, OAPI実用新案

---